

4. 景観形成基準

○特定施設届出地区における景観形成基準は、下表のとおりとします。

■特定施設届出地区における景観形成基準

事 項	景観形成基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するよう配慮する。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものとする。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮する。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には、できる限り高木を主体とした緑化を行う。さらに施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せにより修景緑化する。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるようにする。 ・建築物・工作物等の周りは、できるだけ修景緑化する。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、できる限り根締めとなる修景緑化をする。 ・スペースがない場合には、できるだけツタを使った緑化を行う。 ・敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面は、できる限り緑化する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークとなるようなスペースをできる限り確保する。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないようにする。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑としないものとする。

4-4-2 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する事項

(景観法第8条 第2項 第4号イ関連)

1. 考え方

○屋外広告物は、様々な情報の発信する役目を担っていますが、無秩序に掲出すると、景観を阻害する要因となってしまいます。本市においては、屋外広告物を良好な景観を形成する上での重要な要素として位置づけ、菊池市の景観の維持・向上を図ります。このため、景観計画区域全域を対象に、屋外広告物を掲出する物件の設置および表示に関する行為について基準を定め、優れた自然・田園環境の保全など、周辺環境に調和した屋外広告物の誘導を推進します。

2. 屋外広告物の表示等に関する基本方針

- 本市の景観としての「第一印象」を阻害するような屋外広告物の掲出を抑制し、周辺の景観と調和した屋外広告物の表示に努めることとします。
- また、地域・地区の景観特性や景観形成方針を踏まえ、過度の表現による不調和が生じないよう周辺の良好な景観との調和に配慮します。
- 前述の基本的な考えを具体化していくために、熊本県が制定する熊本県屋外広告物条例との連携により、市民や事業者の意識向上を図りながら、本計画の良好な景観形成に関する方針並びに景観形成基準によって、屋外広告物の誘導を図ります。
- なお、必要に応じて今後、県条例の中での規制区域の変更の要望や、本市独自の屋外広告物条例の制定および熊本県からの屋外広告物行政の権限移譲について検討します。

3. 屋外広告物の表示等に係る景観形成基準

○屋外広告物の設置者は、次の配慮を行うように努めることとします。

- ・眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。
- ・広告物が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないよう配慮する。
- ・周辺の景観に配慮し、広告物の面積、高さ数量は必要最低限とする。
- ・建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。
- ・地色と文字色の反転、切り文字とするなどの配慮により、洗練されたデザインとなるよう配慮する。
- ・複数の広告物が連立する場合は、大きさや色彩、方向などを揃え、一定の統一感が出るよう配慮する。
- ・自家用以外の貸し広告等を控える。
- ・耐久性に優れた素材を用い、定期的な維持管理に努める。
- ・安全上の理由等を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。
- ・広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避ける。
- ・地区・地域の特性に配慮した夜の風景の演出を工夫する。